

初等中等教育分科会における審議状況について

○今後の高等学校教育の在り方について

→ 平成 23 年 9 月 初等中等教育分科会に審議要請

これを受け、初等中等教育分科会の下に高等学校教育部会を設置。これまでに、「生徒一人ひとりの能力・適性等や卒業後の進路に対応した高校教育の在り方」、「高校教育での生徒の学力をどのように保証するか」等について審議を実施。(別添 1 参照)

○学校段階間の連携・接続等について

→ 平成 20 年 6 月 初等中等教育分科会に審議要請

これを受け、初等中等教育分科会の下に、以下の事項について審議を行う、学校段階間の連携・接続等に関する作業部会を設置。

(作業部会における審議事項)

①学校段階間の連携・接続について

- ・中高一貫教育の検証・改善方策等について
- ・小中連携について

②優れた才能や個性を伸ばす学習機会について

同作業部会においては、まず、中高一貫教育の検証・改善方策等について審議を行い、平成 23 年 7 月に、「中高一貫教育制度に関する主な意見等の整理」を取りまとめた。

同年 10 月、小・中学校間の連携・接続について審議を開始し、これまでに、委員及び関係市からのヒアリングを実施するとともに、「小中連携、一貫教育の目的、効果」「小中連携、一貫教育の推進体制の在り方」「校地・校舎、通学区域面の制約を克服する工夫の在り方」「地域とともにある学校」づくりとの関係性」等に関する審議を実施。(別添 2 参照)

○特別支援教育の在り方について

→ 平成 22 年 7 月 初等中等教育分科会に審議要請

これを受け、初等中等教育分科会の下に特別支援教育の在り方に関する特別委員会を設置。

さらに、平成 23 年 5 月、同特別委員会の下に、ワーキンググループを設置し、同ワーキンググループにおいて、合理的配慮等の環境整備について審議中。また、特別委員会においては、同ワーキンググループの審議内容も踏まえ、合理的配慮等の環境整備、教職員の確保及び専門性向上のための方策等について審議中。

※ 同年8月5日に「障害者基本法の一部を改正する法律」が公布・一部を除き施行されたところ。(別添3参照)

○幼保一体化について

→ 幼保一体化については、平成22年7月以降、「子ども・子育て新システム検討会議」内の検討状況について随時報告を受け、意見交換を行ってきた。検討会議の下に置かれたワーキングチームにおいて、幼保一体化を進めるべく、「給付の一体化」「施設の一体化」に関する具体的な制度設計について議論がなされていることを踏まえ、平成23年12月1日、初等中等教育分科会委員懇談会において、新たなシステムの制度設計、特に「総合施設(仮称)」の創設に関して留意すべき点等につき意見交換を行ったところ。

○第2期教育振興基本計画について

→ 平成23年6月、中央教育審議会に第2期教育振興基本計画の策定について諮問がなされ、その後の教育振興基本計画部会における審議状況について、随時報告を受け、意見交換を行ってきた。

同年10月、初等中等教育分科会委員懇談会において、第2期教育振興基本計画の策定に向けた初等中等教育関係の審議を実施。別添4の今後重点的に取り組むべき教育施策(視点例)の内容を参考に意見交換を行ったところ、計画策定の在り方について出された主な意見は以下のとおり。

【主な意見】

- ① 第1期教育振興基本計画の検証を踏まえ、連続性をもちつつ、新たな課題への対応の観点も含め第2期計画を策定することが必要
- ② 教育投資の数値目標を掲げること
- ③ 成果指標の策定とともに、成果指標になじまない点については別の方法による評価も検討することが必要
- ④ 計画の内容を総花的でなく、ある程度重点を絞って書くこと
- ⑤ 教育施策の方向性とともに、その実現及び評価のための仕組みづくりについても計画に入れ込むことが必要
- ⑥ 縦のガバナンス(官と民、国と国民)から横のガバナンス(民、国民による社会形成への参画)への転換について計画において具体化することが必要
- ⑦ 教育課程において学校段階間の連携・接続を確保することが必要

高等学校教育部会における検討課題（例）

1. 個々の生徒の学習進度・理解等に応じた学びのシステムの構築

- 生徒一人一人の能力・適性等や卒業後の進路に対応した高校教育の在り方をどうすべきか。
- 高校教育での生徒の学力をどのように保証するか。

2. 社会の要請に応える人材養成機関としての機能の充実

- 生徒の優れた才能や個性をどのように伸ばすべきか。
- グローバル人材をどのように育成すべきか。
(英語教育の充実、国際バカロレア教育の導入等)
- 生徒の情報活用能力の育成をどのように図るか。
- 高等学校におけるキャリア教育をどのように充実すべきか。
- 専門学科等における職業教育をどのように充実すべきか。

3. 個々の人格形成の場としての機能の再構築

- 生徒のコミュニケーション能力や規範意識、社会参画の態度等をどのように育んでいくべきか。
- 不登校や安易な中途退学者を出さないためにどのような方策が考えられるか。

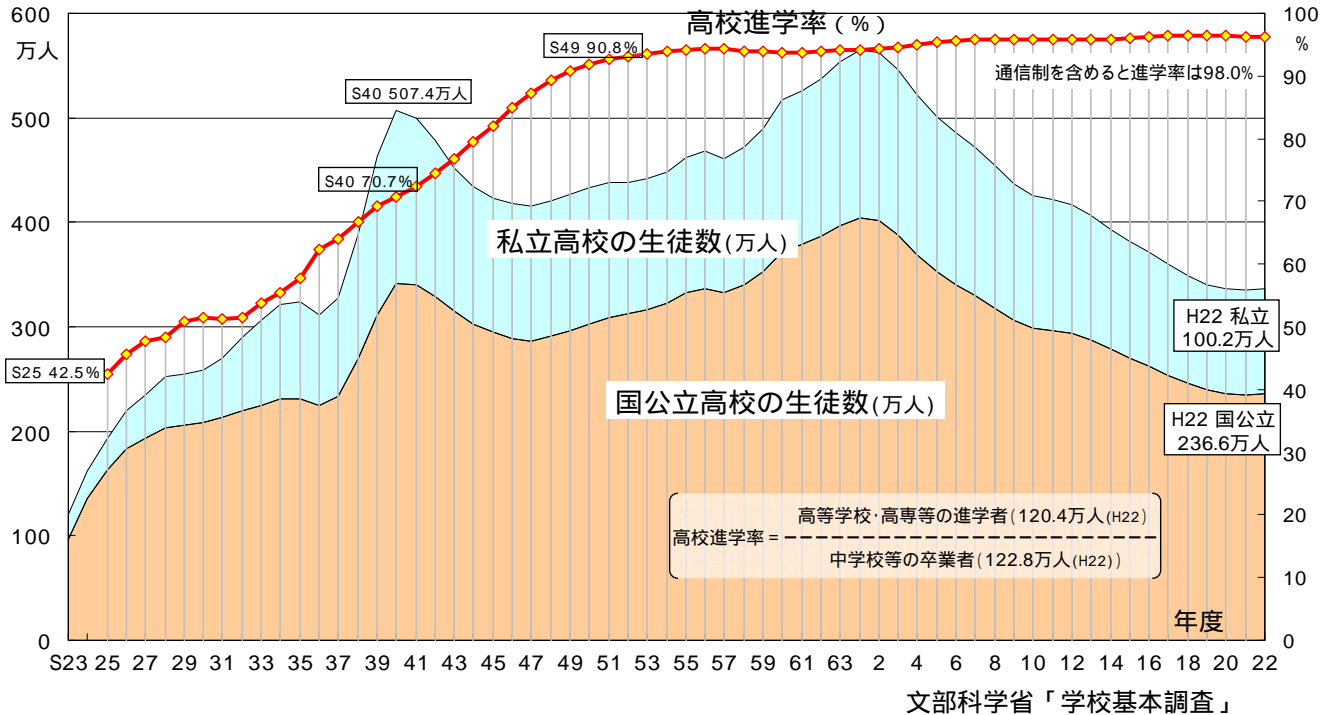
4. 科学・技術の進展や産業界との連携等による教育方法等の刷新

- 高校教育において、情報通信技術をどのように活用するか。
- 地域や産業界等との連携をどのように図るか。

高等学校等への進学率 [推移]

高等学校等への進学率は着実に向上し、昭和49年度に90%を超えた

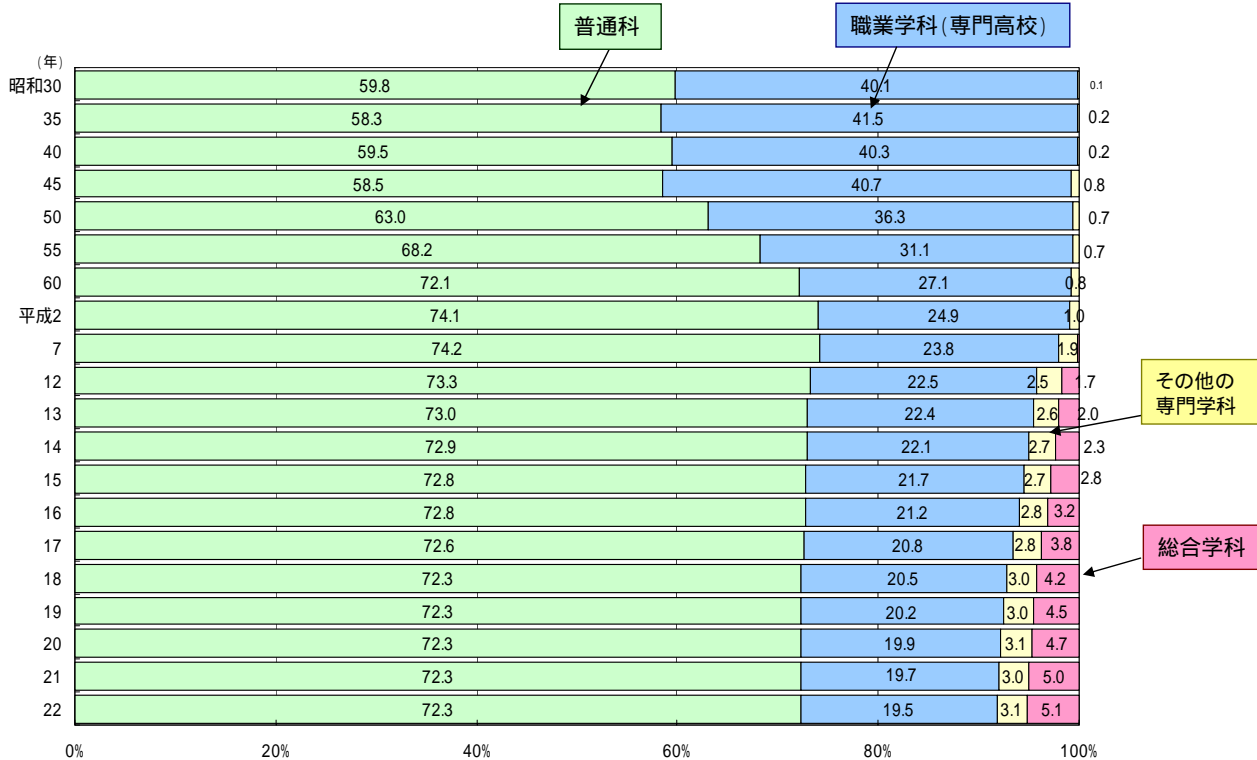
(国公立の全日制・定時制の計)



1

学科別生徒数の構成割合の推移

職業学科の比率は年々減少。普通科は最近20年間、ほぼ一定(約7割)で推移

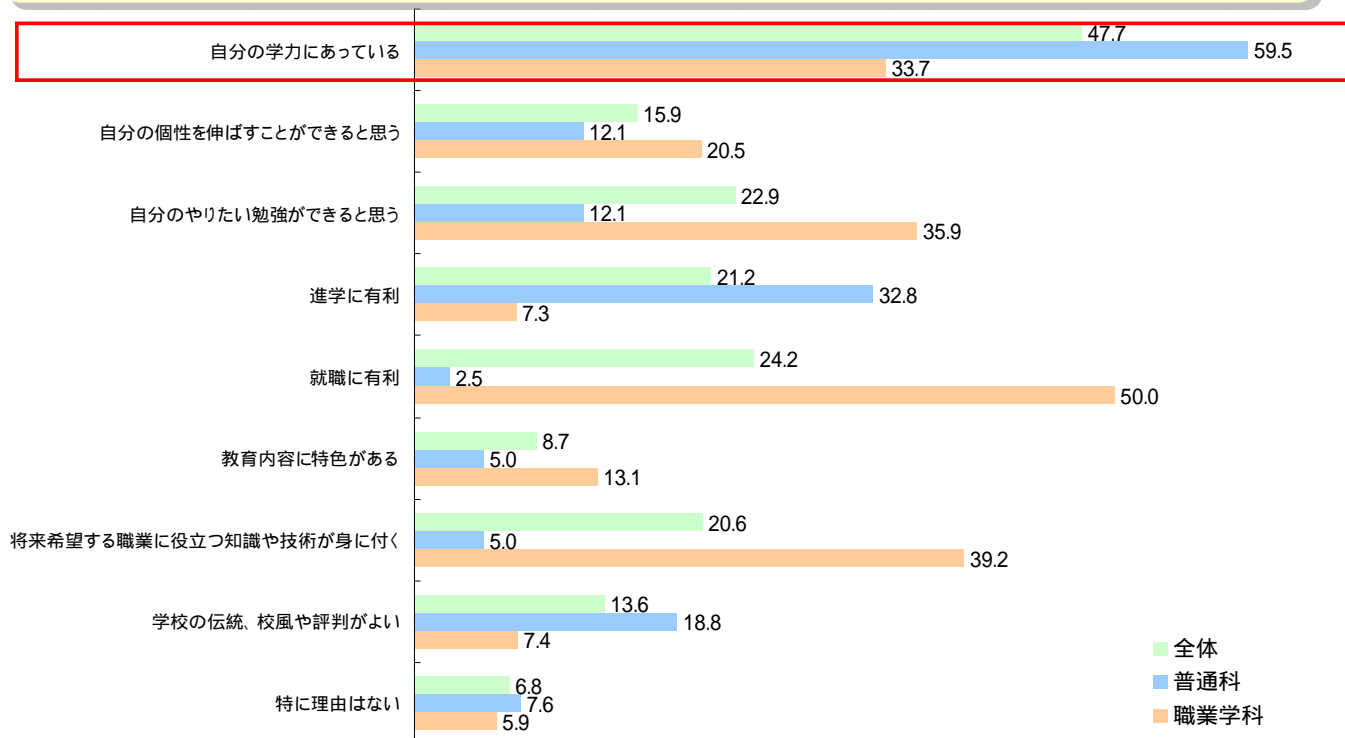


総合学科は平成6年度より制度化。「その他の専門学科」には、理数、体育、音楽、美術、外国語、国際関係等の学科がある。

文部科学省「学校基本調査」 2

高等学校に入学した動機（学科別）

普通科の生徒の約6割は「自分の学力にあっている」と回答し、自分の個性・やりたい勉強とはあまり結び付いていない。これは、職業学科と比べて顕著

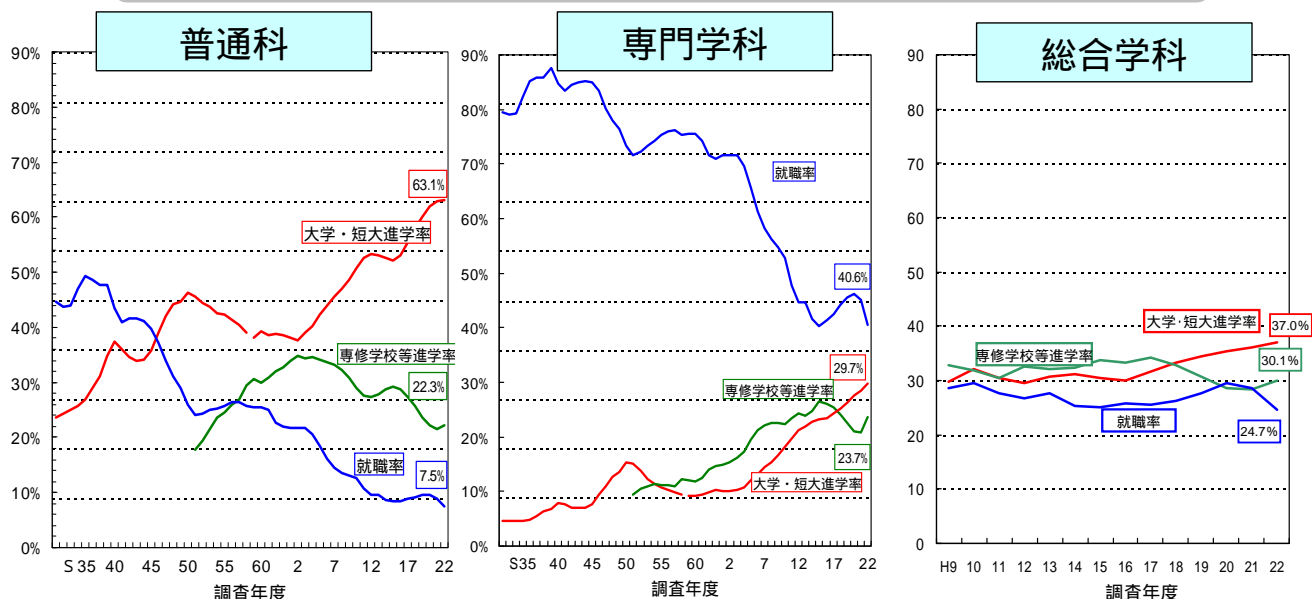


(出典) (財)日本進路指導協会「中学校・高等学校における進路指導に関する総合的実態調査」(文部科学省委託)

3

高等学校卒業者の進路の推移 (普通科・専門学科・総合学科別)

普通科、専門学科ともに大学・短大進学率が上昇している。
専門学科卒業生の進路では、依然として就職する者が最も多い。



全日制・定時制のみ

専門学科は「職業学科」と「その他の学科」の合計

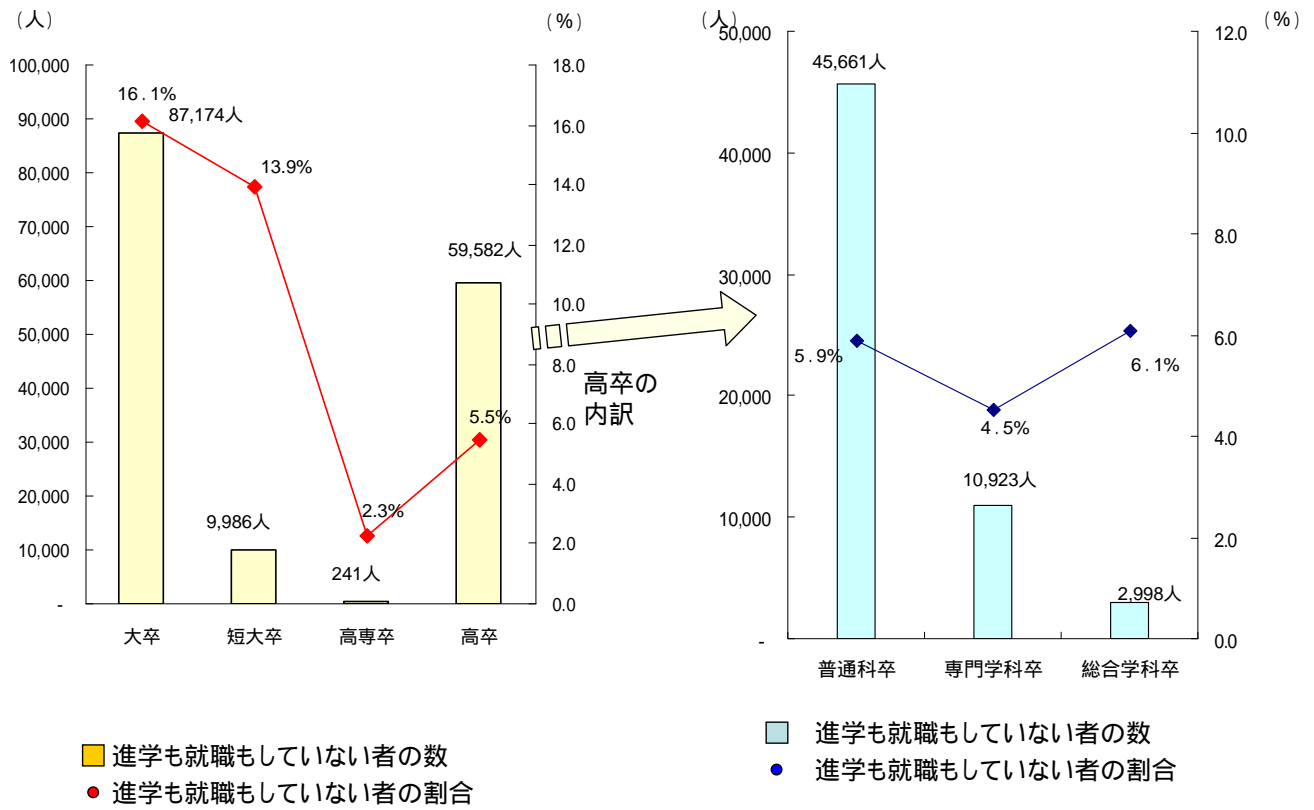
「専修学校等」は、専修学校専門課程、専修学校一般課程、公共職業能力開発施設等を指す。

「大学短大進学率」は、昭和58年度以前は通信制への進学を除いており、厳密には昭和59年度以降と連続しない。

(出典) 文部科学省「学校基本調査」

4

卒業後、進学も就職もしていない者の状況

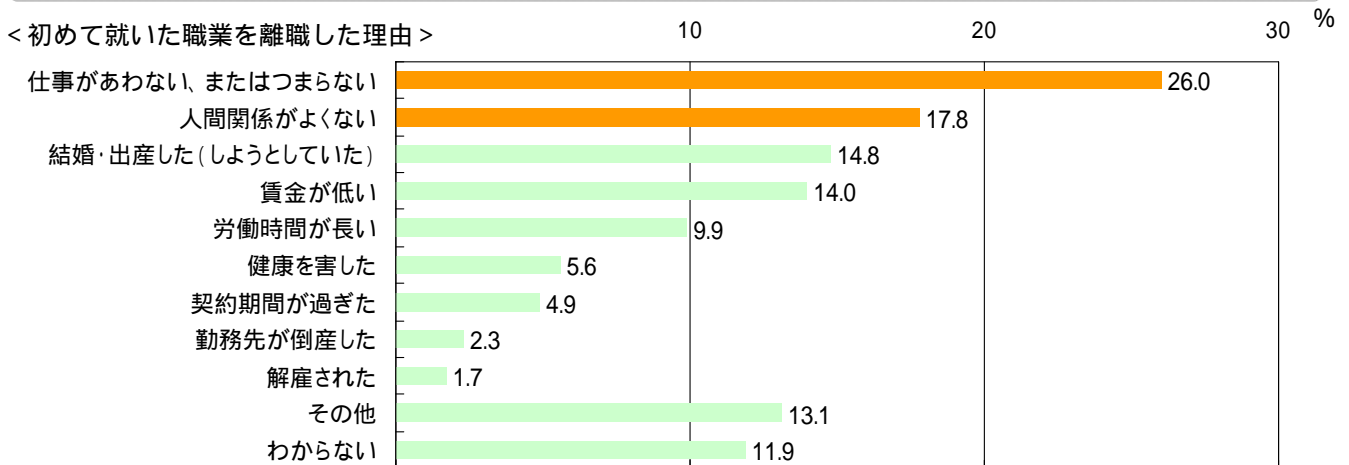


平成22年3月卒業生
専門学校についてはデータ無し

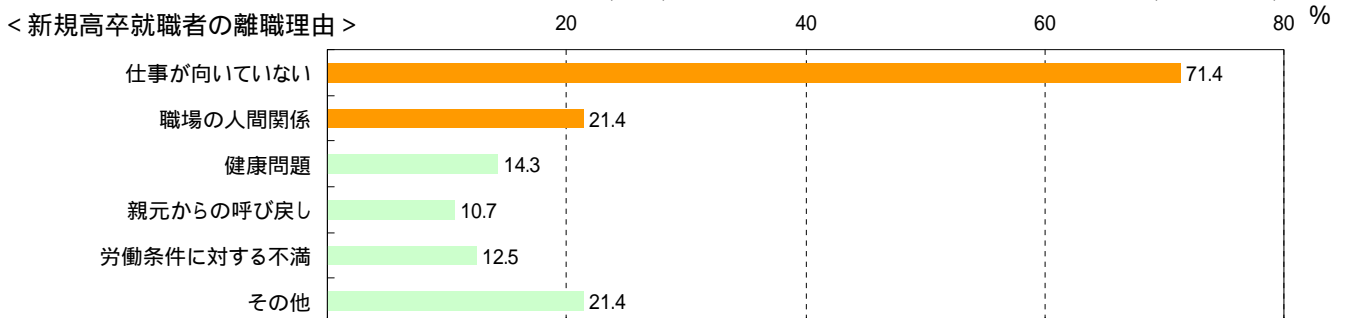
資料:文部科学省「学校基本調査」

離職した理由

「仕事があわない・つまらない」「人間関係がよくない」が離職理由の上位



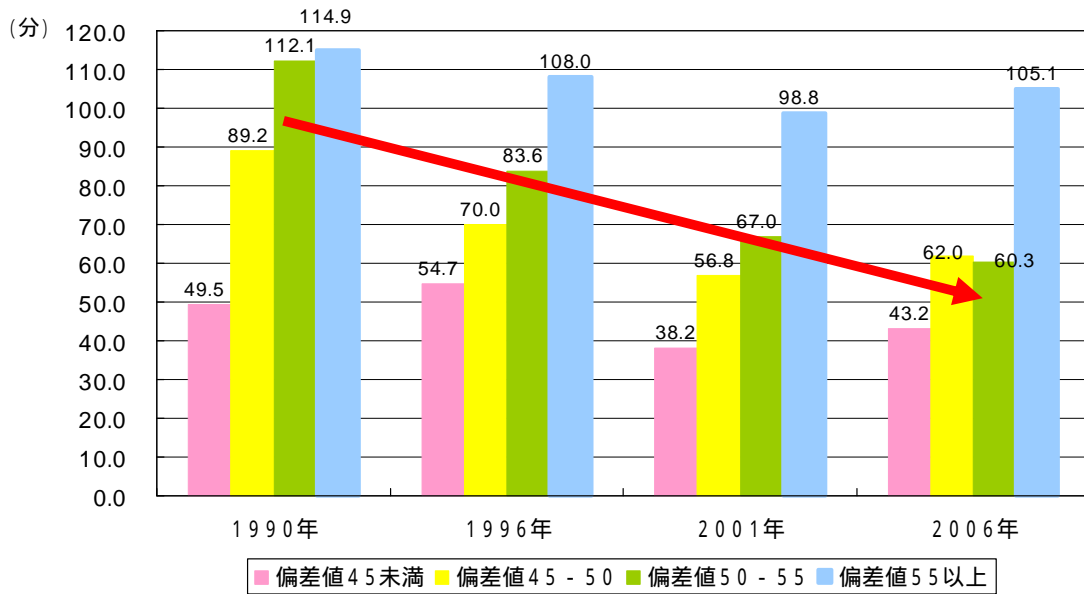
(出典) 内閣府「青少年の社会的自立に関する意識調査」(平成16年度)



(出典) 東京経営者協会「平成21年3月新規高校卒業予定者の採用に関するアンケート調査」

高校生の学校外における平日の学習時間の推移

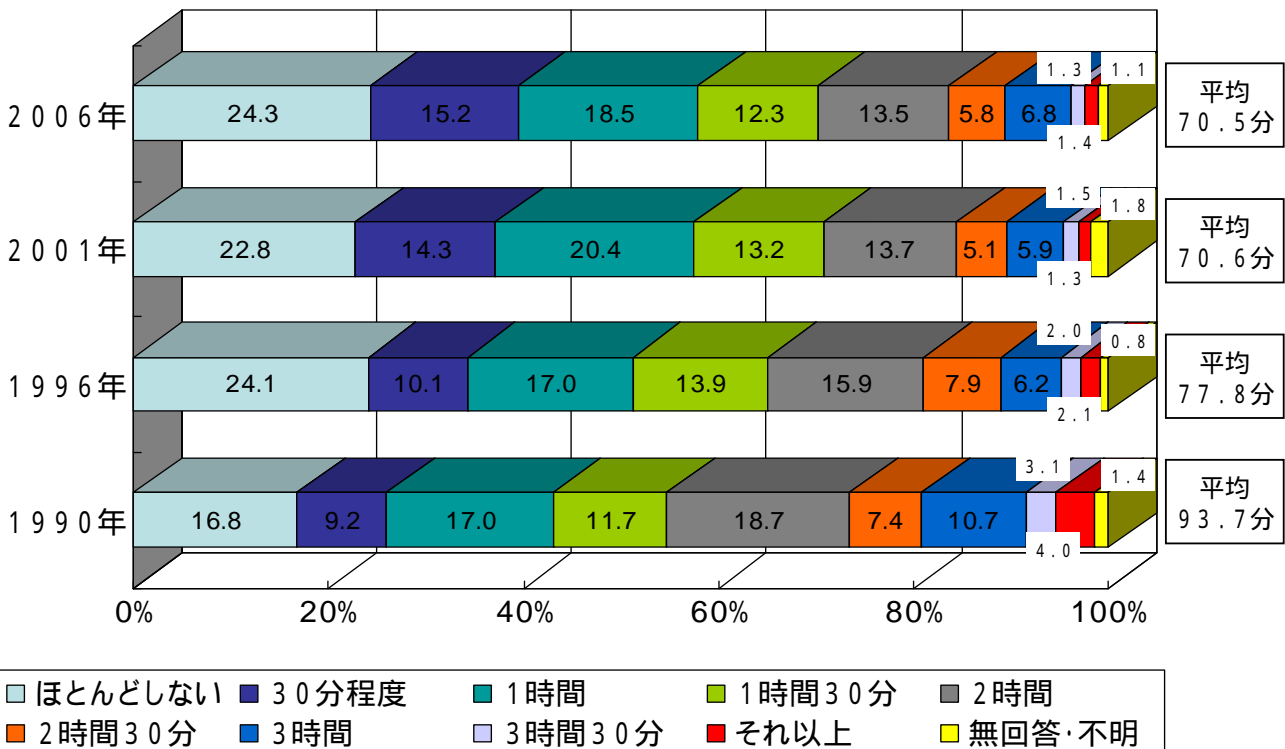
ボリュームゾーンである中間層の勉強時間が大きく減少している。



() 学習時間には、学習塾や予備校、家庭教師との学習時間を含む

【調査概要】高校2年生(普通科)4464人を対象に、全国4地域(東京・東北・四国・九州地方の都市部と郡部)で実施。
 (出典) Benesse教育研究開発センター「第4回学習基本調査」

「ほとんどしない」、「30分程度」の割合が増加し、2時間以上の割合が減少。
 平均的な学習時間は約90分(1990年)から約70分(2006年)まで減少している。

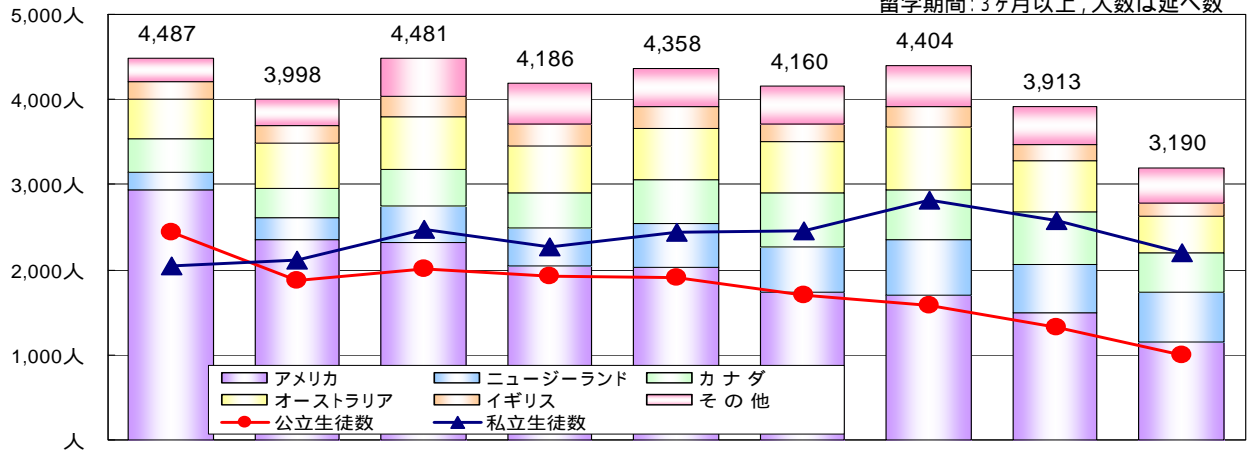


【調査概要】高校2年生(普通科)4464人を対象に、全国4地域(東京・東北・四国・九州地方の都市部と郡部)で実施。
 (出典) Benesse教育研究開発センター「第4回学習基本調査」

日本人高校留学生数の推移

平成20年度の日本人高校留学生数は延べ3,190人であり、前回調査(平成18年度3,913人)より**18.5%減少**。

留学期間:3ヶ月以上、人数は延べ数



	平成4年度	平成6年度	平成8年度	平成10年度	平成12年度	平成14年度	平成16年度	平成18年度	平成20年度
公立生徒数	2,434	1,880	2,009	1,919	1,915	1,702	1,583	1,330	990
私立生徒数	2,053	2,118	2,472	2,267	2,443	2,458	2,821	2,583	2,200
合計	4,487	3,998	4,481	4,186	4,358	4,160	4,404	3,913	3,190

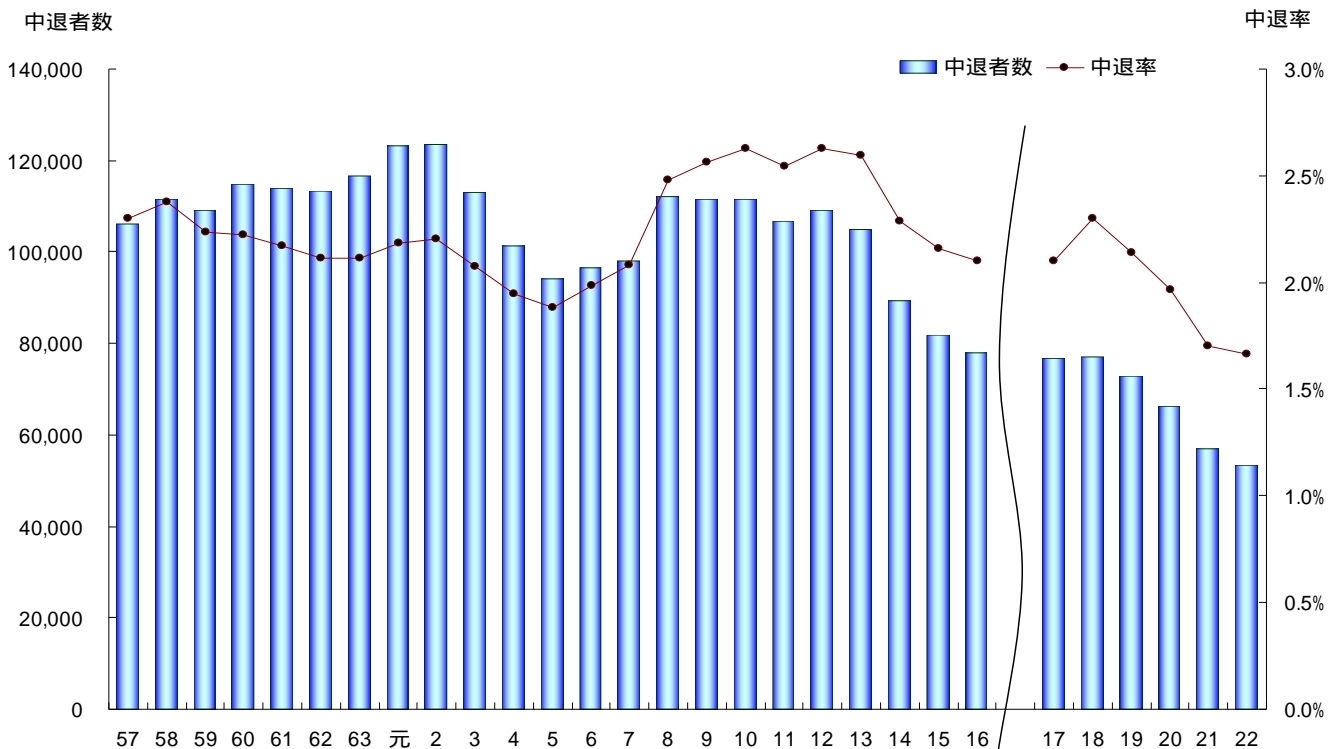
(行き先別内訳)

	平成4年度	平成6年度	平成8年度	平成10年度	平成12年度	平成14年度	平成16年度	平成18年度	平成20年度
アメリカ	2,939	2,346	2,328	2,043	2,032	1,727	1,708	1,501	1,150
ニュージーランド	206	261	424	446	508	544	642	560	582
カナダ	391	346	424	408	519	635	582	617	460
オーストラリア	468	529	621	565	598	592	739	600	438
イギリス	213	220	247	248	257	211	243	185	146
その他	270	296	437	476	444	451	490	450	414

(出典)文部科学省調査

高等学校における中途退学者数と中途退学率の推移

平成22年度中途退学者数:53,245人(前年度:56,947人)(国公私)



(注1) 調査対象は、平成16年度までは公・私立高等学校、平成17年度からは国立高等学校も調査

(注2) 中途退学率は、在籍数に占める中途退学者数の割合

(注3) 平成22年度は、東日本大震災の影響により調査の実施が困難であった岩手県、宮城県、福島県を含んでいない。

(文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果)

高等学校を中途退学する理由

「もともと高校生活に熱意がない」「人間関係がうまく保てない」ことを中途退学の理由としている者が、約2割存在

事由	人数(人)	構成比(%)
学力不振	3,789	7.1
学校生活・学業不適應	20,775	39.0
（もともと高校生活に熱意がない）	(8,266)	(15.5)
（授業に興味がない）	(3,251)	(6.1)
（人間関係がうまく保てない）	(3,786)	(7.1)
（学校の雰囲気合わない）	(2,987)	(5.6)
（その他）	(2,485)	(4.7)
進路変更	18,139	34.1
病気・けが・死亡	2,068	3.9
経済的理由	1,007	1.9
家庭の事情	2,402	4.5
問題行動等	3,104	5.8
その他の理由	1,961	3.7
計	53,245	100.0

(注) 中途退学者1人につき、主たる理由を一つ選択

資料：文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(平成22年度)
東日本大震災の影響により調査の実施が困難であった岩手県、宮城県、福島県は含んでいない。

学校段階間の連携・接続等に関する作業部会における検討事項

1. 小中連携、一貫教育の目的、効果

- どのような目的をもって取り組んだときに、小中連携、一貫教育はうまく機能するか。
- 小中連携、一貫教育に取り組むことで、どのような効果が期待できるか。

2. 教育課程の在り方

- 教育課程の区切りとしての学年区分は、どのような理念に基づき、どうあるべきか。
※教育課程の区切りとしての学年区分の在り方の例：4－3－2、5－4等
- 教育課程特例校や研究開発学校として教育課程上の特例を活用した方が、小中連携、一貫教育の目的の達成を図りやすいか。又は学習指導要領の範囲内においても小中連携、一貫教育の目的の達成は十分に可能か。
- 教育課程に関連して、制度的に改善を要する点があるか。ある場合、それはどのようなことか。

3. 小・中学校教員による乗り入れ指導、教員免許の在り方

- 小学校教員による中学校生徒に対する、又は中学校教員による小学校児童に対する学習指導、生徒指導、部活指導は、どのような点において効果的か。
- 小・中学校教員はどのような乗り入れ指導を行うべきか。
- 小・中学校教員による乗り入れ指導を円滑に行うため、都道府県・市町村教育委員会はどのように支援すべきか。
- 教員免許に関連して、制度的に改善を要する点があるか、ある場合、それはどのようなことか。

4. 小中連携、一貫教育の推進体制の在り方

- 小中連携、一貫教育を推進するに当たり望ましい校内体制とはどのようなものか。
※校内体制の検討に当たっての視点例：連携小・中学校における校長の人数、副校長やコーディネーター等小中連携担当教員の配置状況 等
- 教職員の人数が限られている中、どのような工夫をすることで体制面の課題を克服していけるか。

5. 校地・校舎、通学区域面の制約を克服する工夫の在り方

- 小中連携、一貫教育の目的に応じ、望ましい校地・校舎の在り方とはどのようなものか。
- 小・中学校の校地・校舎が離れている場合に生じる課題とそれを克服するための工夫の在り方としてどのようなことが考えられるか。
- 通学区域の設定上、小中連携、一貫教育を導入しにくくなっている地域（例えば、1小3中やn小m中 等）において、小中連携、一貫教育をどのように導入していくべきか。

6. 「地域とともにある学校」づくりとの関係性

- コミュニティ・スクールのような「地域とともにある学校」づくりを促進するための仕組みとして、小中連携、一貫教育を推進する際に配慮すべき事項は何か。

7. 義務教育学校（仮称）について

- 義務教育学校（仮称）を新設する必要があるか。
- 義務教育学校（仮称）を制度化する場合、どのような課題が考えられるか。

（留意点）

※ 本作業部会において「小中連携」と「小中一貫教育」を用語としてどのように定義するか。

※ 児童生徒、教員（管理職も含め）、保護者の意識にも留意しながら、制度改正等に関する審議を進めていく必要があるのではないか。

障害者基本法の改正について

経緯等

昭和45年	心身障害者対策基本法制定
平成5年	障害者基本法と改称
平成23年3月11日	障がい者制度改革推進本部において障害者基本法改正案決定
平成23年4月22日	閣議決定
平成23年6月16日	衆議院において一部修正の上、可決
平成23年7月29日	参議院において可決・成立
平成23年8月5日	公布・施行

「障害者政策委員会」と「審議会その他の合議制の機関」に係る規定の部分は公布日から1年を超えない範囲内において施行。

教育の条文のみ抜粋

【改正後】(下線部は政府改正案。青字は衆議院で
の一部修正。)

(教育)

第十六条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

(削除)

2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。

【改正前】

(教育)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢、能力及び障害の状態に応じ、十分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関する調査及び研究並びに学校施設の整備を促進しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。

(新設)

(新設)

教育振興基本計画部会において示された4つの基本的方向性を踏まえた今後重点的に取り組むべき教育施策（視点例）

○社会を生き抜く力の養成

変化の激しい時代の中で自立して社会を生き抜いていくために必要な知識・能力を身に付けられるよう、多様な学習機会（各学校段階など）の連携・接続にも留意しつつ、それぞれの学習機会における成果を保証するとともに教育の質の向上させる。

（視点例）

- ・ 知識・技能や思考力・判断力・表現力、学習意欲等の「確かな学力」の育成と教育に関する検証改善サイクルの確立
 - ・ 規範意識や思いやりの心など豊かな心の育成
 - ・ 社会的・職業的自立に必要な基盤となる能力や態度の育成
 - ・ インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進
 - ・ 少人数学級の推進等によるきめ細やかで質の高い学びの実現
 - ・ 高度な専門性と実践的な指導力を有する教員の養成
 - ・ 各学校段階間の連携・接続
- など

○未来への飛躍を支える人材の養成

「知識基盤社会」が本格的に到来する中で、新たな社会的・経済的価値を生み出すような人材、グローバル化に対応する人材、社会的課題に対応する人材を育成する。

（視点例）

- ・ 豊かな語学力・コミュニケーション能力やチャレンジ精神などを有する人材の育成
 - ・ 科学技術・国際化・情報化の進展に対応した先進的な教育環境の整備
 - ・ 産業界との協働による学校の教育力の向上
- など

○学びのセーフティーネットの構築

社会参加・自立に必要な知識・能力を一人一人が身に付けることができるよう、誰もが個性、能力、ライフステージ等に応じて「未来への先行投資」としての教育にアクセスするための環境を整備する（学習機会の確保や施設整備等）。

（視点例）

- ・ すべての子どもへの良質な成育環境の保障（幼児期の学校教育、保育の一体的提供等）
 - ・ 経済的に就学困難な幼児児童生徒への多様で手厚い支援制度の構築
 - ・ 教育相談体制の充実
- など

○絆づくりとコミュニティの再構築

学習活動を媒介として多様な人が集い協働するための体制・ネットワークの形成など社会全体の教育力の強化や個人が主体的に社会参画し相互に支え合うための環境を整備する。

(視点例)

- ・ 地域とともにある学校づくりの推進
- ・ 教職員人事権の委譲など、地域の主体性、創意工夫が活かされるような教育行政体制の確立 など